

# 7 指 導 養 成 課

## (1) 各種養成施設等の指定・登録及び指導監督等

### ① 概要

次の38種類（大学等科目確認を含む。）の養成施設等について、指定・登録、指定の取消し、変更の承認、各種届出・報告書の受理及び指導監督等の業務を行っています。

- ・管理栄養士養成施設
- ・調理師養成施設
- ・美容師養成施設
- ・児童福祉施設職員養成施設
- ・社会福祉士養成施設
- ・社会福祉主事養成機関
- ・身体障害者福祉司養成施設
- ・保健師・看護師（統合）養成所
- ・看護師養成所
- ・臨床検査技師養成所
- ・作業療法士養成施設
- ・言語聴覚士養成所
- ・義肢装具士養成所
- ・歯科衛生士養成所
- ・あん摩マッサージ指圧師養成施設
- ・あま指師、はり師、きゅう師養成施設
- ・製菓衛生師養成施設
- ・食鳥処理衛生管理者養成施設
- ・福祉系大学等(大学等において開講する社会福祉士に関する科目の確認)
- ・介護福祉士実務者養成施設（実務者研修）
- ・栄養士養成施設
- ・理容師養成施設
- ・児童福祉司養成施設
- ・指定保育士養成施設
- ・介護福祉士養成施設
- ・精神保健福祉士養成施設
- ・知的障害者福祉司養成施設
- ・助産師養成所
- ・診療放射線技師養成所
- ・理学療法士養成施設
- ・視能訓練士養成所
- ・臨床工学技士養成所
- ・救急救命士養成所
- ・歯科技工士養成所
- ・はり師、きゅう師養成施設
- ・柔道整復師養成施設
- ・食品衛生管理者養成施設及び食品衛生監視員養成施設
- ・福祉系高等学校（介護福祉士の受験資格の取得）

（注）調理師養成施設の入学資格及び調理師試験の受験資格、並びに理容師養成施設、美容師養成施設及び食鳥処理衛生管理者養成施設の入学資格について、学校教育法に規定されない各種学校等の卒業生に対する学力認定についても行っていません。

### ② 指定等状況

#### (ア) 所管する養成施設等の数及び課程数

H26. 3. 31 現在：743 施設 959 課程（H25. 3. 31 現在：719 施設 934 課程）

施設の種類	施設数	課程数	施設の種類	施設数	課程数
管理栄養士養成施設	29(29)	29(29)	精神保健福祉士養成施設	6(6)	11(11)
栄養士養成施設	24(24)	24(24)	助産師養成所	10(10)	10(10)
調理師養成施設	29(29)	47(49)	看護師養成所	107(107)	117(117)
理容師養成施設	15(15)	28(28)	保健師・看護師(統合)養成所	3(3)	3(3)
美容師養成施設	40(41)	79(81)	診療放射線技師養成所	3(3)	4(4)
指定保育士養成施設	109(110)	126(128)	臨床検査技師養成所	5(5)	6(6)
社会福祉士養成施設	12(12)	16(16)	理学療法士養成施設	23(23)	31(31)
介護福祉士養成施設	51(51)	56(56)	作業療法士養成施設	13(13)	16(16)
社会福祉主事養成機関	8(8)	9(9)	視能訓練士養成所	5(5)	7(7)

施設の種類	施設数	課程数	施設の種類	施設数	課程数
言語聴覚士養成所	8(8)	10(10)	はき師養成施設	17(17)	29(29)
臨床工学技士養成所	6(6)	12(12)	あはき師養成施設	5(5)	5(5)
義肢装具士養成所	1(1)	2(2)	柔道整復師養成施設	18(18)	32(32)
救急救命士養成所	7(7)	9(9)	製菓衛生師養成施設	25(25)	43(43)
歯科衛生士養成所	18(18)	20(20)	食管・食監養成施設	30(31)	40(40)
歯科技工士養成所	5(5)	6(6)	福祉系高等学校	19(20)	19(20)
あま指師養成施設	2(2)	2(2)	福祉系大学等	49(49)	63(63)
			介護福祉士実務者養成施設	41(13)	48(16)

(注) ・ 「あま指師養成施設」は「あん摩マッサージ指圧師養成施設」、「はき師養成施設」は「はり師、きゅう師養成施設」、「あはき師養成施設」は「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設」、「食管・食監養成施設」は「食品衛生管理者養成施設及び食品衛生監視員養成施設」をいう。(以下の「施設の種類」についても同じ。)

- ・ 施設数欄と課程数欄の括弧書きは平成24年度末の数。
- ・ 各養成施設の一覧は資料編108頁～144頁に掲載しています。

(イ) 新規指定(承認)件数(平成25年度:48件)

施設の種類	件数	施設の種類	件数	施設の種類	件数
栄養士養成施設	1	社会福祉士養成施設	1	はり師きゅう師養成施設	1
理容師養成施設	1	看護師養成所	2	製菓衛生師養成施設	2
美容師養成施設	2	視能訓練士養成施設	1	介護福祉士実務者養成施設	32
指定保育士養成施設	4	言語聴覚士養成所	1		

(平成25年度新規指定(承認)状況)

施設の種類	施設名	所在地	課程	定員
栄養士養成施設	帝塚山学院大学人間科学部食物栄養学科 健康実践栄養士課程	大阪府堺市	昼間4年	40名
理容師養成施設	スタリアビューティーカレッジ大阪	大阪市淀川区	昼間2年	25名
			通信3年	25名
美容師養成施設	スタリアビューティーカレッジ大阪	大阪市淀川区	昼間2年	15名
			通信3年	15名
	福井県美容製菓専修学校	福井県福井市	通信2年	35名
			昼間3年	35名

施設の種類	施設名	所在地	課程	定員
指定保育士養成施設	大阪成蹊大学教育学部教育学科	大阪市 東淀川区	昼間 4年	100名
	大阪総合福祉専門学校総合保育学科	大阪市北区	昼間 2年	32名
	プール学院大学教育学部教育学科 こども保育コース	堺市南区	昼間 4年	20名
	四天王寺大学教育学部教育学科 小学校・幼児保育コース	大阪府 羽曳野市	昼間 4年	40名
社会福祉士養成施設	京都医健専門学校教育・社会福祉専門課程 社会福祉課	京都市 中京区	夜間 1年	80名
看護師養成所	はくほう会医療看護専門学校	兵庫県 明石市	全日 3年	40名
	日高看護専門学校	和歌山県 御坊市	全日 3年	40名
視能訓練士養成施設	洛和会京都厚生学校（設置者変更）	京都市山科区	昼間 1年	20名
言語聴覚士養成所	平成リハビリテーション専門学校	兵庫県西宮市	昼間 2年	20名
はり師、きゅう師養成施設	大阪ハイテクノロジー専門学校	大阪市淀川区	昼間 3年	30名
製菓衛生師養成施設	大原スポーツ医療保育福祉専門学校 衛生専門課程製菓衛生科	福井県福井市	昼間 1年	15名
			昼間 2年	20名
	大原医療秘書福祉専門学校梅田校 衛生専門課程製菓学科	大阪市北区	昼間 1年	32名
			昼間 2年	32名

（注）介護福祉士実務者養成施設の一覧は資料編 120 項～122 頁に掲載しています。

（ウ）内容変更承認件数（平成 25 年度：255 件（平成 24 年度：237 件））

施設の種類	件数	施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	5(2)	看護師養成所	76(68)	歯科衛生士養成所	15(15)
栄養士養成施設	5(6)	保健師・看護師(統合)養成所	3(5)	歯科技工士養成所	0(0)
調理師養成施設	2(4)	診療放射線技師養成所	5(1)	あま指師養成施設	0(0)
理容師養成施設	0(0)	臨床検査技師養成所	4(1)	はき師養成施設	10(4)
美容師養成施設	7(1)	理学療法士養成施設	30(45)	あはき師養成施設	2(0)
指定保育士養成施設	22(26)	作業療法士養成施設	24(27)	柔道整復師養成施設	13(6)
社会福祉士養成施設	1(2)	視能訓練士養成所	3(6)	製菓衛生師養成施設	1(1)
介護福祉士養成施設	3(2)	言語聴覚士養成所	13(5)	食管・食監養成施設	0(0)
社会福祉主事養成機関	1(1)	臨床工学技士養成所	4(3)	福祉系高等学校	1(0)
精神保健福祉士養成施設	0(0)	義肢装具士養成所	0(2)	福祉系大学等	0(0)
助産師養成所	4(3)	救急救命士養成所	1(1)	介護福祉士実務者養成施設	0(0)

（注）件数欄の括弧書きは平成 24 年度の数。

(エ) 内容変更届件数 (平成 25 年度 : 450 件 (平成 24 年度 : 398 件) )

施設の種類	件数	施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	4(4)	看護師養成所	41(25)	歯科衛生士養成所	11(3)
栄養士養成施設	8(4)	保健師・看護師(統合)養成所	0(0)	歯科技工士養成所	2(0)
調理師養成施設	7(1)	診療放射線技師養成所	1(1)	あま指師養成施設	3(0)
理容師養成施設	16(16)	臨床検査技師養成所	2(1)	はき師養成施設	4(4)
美容師養成施設	45(45)	理学療法士養成施設	6(7)	あはき師養成施設	0(0)
指定保育士養成施設	19(16)	作業療法士養成施設	3(4)	柔道整復師養成施設	3(1)
社会福祉士養成施設	28(36)	視能訓練士養成所	1(1)	製菓衛生師養成施設	15(12)
介護福祉士養成施設	69(52)	言語聴覚士養成所	3(1)	食管・食監養成施設	12(14)
社会福祉主事養成機関	13(16)	臨床工学技士養成所	2(1)	福祉系高等学校	30(31)
精神保健福祉士養成施設	15(17)	義肢装具士養成所	0(0)	福祉系大学等	83(84)
助産師養成所	1(0)	救急救命士養成所	2(0)	介護福祉士実務者養成施設	1(1)

(注) 件数欄の括弧書きは平成 24 年度の数。

③ 指導状況

(ア) 指導調査の実施

養成施設等の適切な運営に資するため、各養成施設等に赴いて指定及び登録基準等に係る関係法令等の遵守状況を確認し、必要な指導を行っています。

(平成 25 年度実績 : 43 施設)

施設の種類	施設数	施設の種類	施設数
管理栄養士養成施設	1	調理師養成施設	2
栄養士養成施設	2	理容師養成施設	3
美容師養成施設	5	指定保育士養成施設	4
社会福祉士養成施設	1	介護福祉士養成施設	2
精神保健福祉士養成施設	1	看護師養成所	11
助産師養成所	0	言語聴覚士養成所	1
理学療法士養成施設	2	歯科衛生士養成所	2
作業療法士養成施設	2	柔道整復師養成施設	1
義肢装具士養成所	1	救急救命士養成所	1
診療放射線技師養成所	1		

(イ) 指導件数

指導件数 238 件 (文書 29 件、口頭 209 件)

施設の種類	文書	口頭	施設の種類	文書	口頭
管理栄養士養成施設	0	0	看護師養成所	24	162
栄養士養成施設	2	1	調理師養成施設	0	4
理容師及び美容師養成施設	1	18	指定保育士養成施設	1	4
社会福祉士養成施設	0	0	介護福祉士養成施設	0	2
理学療法士養成施設	0	2	精神保健福祉士養成施設	1	3
作業療法士養成施設	0	2	歯科衛生士養成所	0	3
義肢装具士養成所	0	1	柔道整復師養成施設	0	2
診療放射線技師養成所	0	1	救急救命士養成所	0	4

・具体的な指導の内容は、38 頁～51 頁に掲載しています。

## (2) 各種講習会の登録等業務

### ① 介護技術講習会の届出業務

介護技術講習会は、介護福祉士試験の受験者の資質の向上と実技試験の適正実施に資することを目的として実施されるものです。福祉系高校の卒業者と3年以上介護等の業務に従事し、この講習会を修了した者は、介護福祉士試験において実技試験が免除されます。

この講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、この講習会の届出書、変更届出書、実施報告書等を受理し、その内容を確認する業務を行っています。平成25年度は32件（平成24年度は33件）実施されました。

### ② 社会福祉主事認定講習会の指定業務

社会福祉法で都道府県、市及び福祉に関する事務所を設置する町村は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行う社会福祉主事を置くことと定められています。

また、都道府県等が任用する社会福祉主事は、その要件が定められており、その一つの要件として、社会福祉法に「厚生労働大臣の指定する社会福祉主事認定講習会の課程を修了した者」と定められています。

この講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に申請することとなっており、近畿厚生局では、この講習会の申請書の内容を確認し、社会福祉主事認定講習会として指定する業務を行っています。平成24、25年度は実施されませんでした。

### ③ 社会福祉士実習演習担当教員講習会、介護教員講習会の届出業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は福祉系大学の専任教員等は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容を確認する業務を行っています。平成25年度は、社会福祉士実習演習担当教員講習会が1件（平成24年度は実績なし）、介護教員講習会が1件（平成24年度は1件）実施されました。

### ④ 社会福祉士実習指導者講習会、介護福祉士実習指導者講習会の届出業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、福祉系高等学校又は福祉系大学の実習施設の実習指導者は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容を確認する業務を行うとともに、前年度に実施した講習会の修了者名簿を受理しています。平成25年度は、社会福祉士実習指導者講習会が7件（平成24年度は4件）、介護福祉士実習指導者講習会が1件（平成24年度は1件）実施されました。

### ⑤ 実務者研修教員講習会、医療的ケア教員講習会の届出業務

平成28年度から介護福祉士国家試験の実務者経験者の受験要件に、3年以上の実務経験に加えて、実務者研修の受講を義務付けており、この実務者研修の専任

教員（教務の主任者）及び介護過程Ⅲを教授する教員は、原則「実務者研修教員講習会」を受講することが必要です。

また、平成 28 年度から介護福祉士が業務として喀痰吸引等を行うことが可能となるため、介護福祉士養成施設で喀痰吸引等に関する医療的ケアの教育が必要となります。この医療的ケアを教授する教員は、原則、「医療的ケア教員講習会」を受講することが必要です。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受取り、その内容の確認と、講習会修了者名簿を受取る業務を行っています。平成 25 年度は、実務者研修教員講習会が 9 件（平成 24 年度は 20 件）、医療的ケア教員講習会が 7 件（平成 24 年度は 21 件）実施されました。

#### ⑥ 食品衛生管理者資格認定講習会の登録業務

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康を保護するため、「食品衛生法」で、乳製品や厚生労働大臣が定めている特に衛生上の考慮を必要とする食品等の製造、加工を行う営業者は、専任の食品衛生管理者を置くことと定められています。

食品衛生管理者となるための一つの要件として、衛生管理業務に 3 年以上従事し、厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生管理者資格認定講習会の課程を修了することが必要とされています。

この講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に申請することとなっており、近畿厚生局では、この講習会の申請書の内容を確認し、登録する業務を行っています。平成 25 年度は、この講習会が実施されておりません。（平成 24 年度は実績なし）

#### ⑦ 食鳥処理衛生管理者資格取得講習会の登録業務

食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康を保護するため、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」で、食鳥処理業者は食鳥処理場ごとに、食鳥処理衛生管理者を置くことと定められています。

食鳥処理衛生管理者となるための一つの要件として、食鳥処理業務に 3 年以上従事し、厚生労働大臣の登録を受けた食鳥処理衛生管理者講習会の課程を修了することが必要とされています。

この講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に申請することとなっており、近畿厚生局では、この講習会の申請書の内容を確認し、登録する業務を行っています。平成 25 年度は、この講習会が実施されておりません。（平成 24 年度は実績なし）

### (3) 保健師助産師看護師実習指導者講習会（特定分野）

看護師等養成所では、学生に病院や診療所、老人介護施設などの施設で実習を行わせており、看護師等養成所からの学生を受け入れる施設は、学生の指導を担当する看護師等を実習指導者として配置する必要があります。

近畿厚生局では、厚生労働省医政局長の通知に基づき、診療所や老人介護施設など小規模施設で学生の指導等を担当する看護師等を対象に、特定分野（助産学、老年看護学、小児看護学、在宅看護論）を実習指導することの意義及び実習指導者としての役割を理解してもらい、学生に対してより効果的な実習指導が行えるよう、「保健師助産師看護師実習指導者講習会（特定分野）」を実施しています。

府県別受講者等の推移

府 県 名	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	応募者	受講者	応募者	受講者	応募者	受講者	応募者	受講者
福 井 県	1	1	0	0	1	1	0	0
滋 賀 県	6	6	7	7	7	7	12	6
京 都 府	7	7	10	8	1	1	13	9
大 阪 府	35	27	45	33	55	34	45	32
兵 庫 県	13	9	19	13	12	12	16	15
奈 良 県	9	7	7	5	7	7	7	6
和 歌 山 県	8	6	2	2	5	5	3	3
合 計	79	63	90	68	88	67	96	71

(注) 本講習会は平成 19 年度から実施

・養成施設等に対する具体的な指導の内容（指導件数は、34 頁に掲載しています。）

事項	内 容
学 則 に 関 す る こ と	<p><b>1 . 学則</b></p>
	<p>&lt; 事例 1 &gt; 入学前の既習得単位の認定単位について、学則では大学卒業者に限定し、既修得単位を認定しているが、大学卒業者以外にも対象者の範囲を広げた既習得単位認定に関する規程を定め、その規程に基づき、専修学校等卒業者の単位認定も行っていた（学則と規程との整合性がない。）。</p>
	<p>[指導内容] 既修得単位の認定について、指導要領を踏まえながら、学則と規程との整合性を図ること。</p>
	<p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第二 2、第五 3（2）（看護師）</p>
	<p>&lt; 事例 2 &gt; 単位認定について、学則に入学時の既習得単位の認定方法を定めているが、通常の単位認定の方法は定めておらず、成績評価規程で定められていた。この影響もあり、単位認定の規定が学生にわかりにくくなっていた。</p>
	<p>[指導内容] 成績の評価及び単位認定に関する事項は学則に定めること、また、学生にわかりやすいよう学則・諸規定類を整理すること。</p>
	<p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第二 2（9）（看護師）</p>
	<p>&lt; 事例 3 &gt; 学則で講師会議を定めているが、各種の会議を適切に実施するために必要な内容を定めている学校管理運営要領の中に講師会議が含まれていないこともあり、講師会議の内容が定まっていなかった。さらに、講師会議が開催されていなかった。</p>
	<p>[指導内容] 規程との整合性を図ること。 講師会議を開催すること。</p>
	<p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第二 2（1 3） 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八 1 看護師等養成所の運営に関する手引きについて第二（看護師）</p>
<p>&lt; 事例 4 &gt; 学則の本文において、授業時間は年間 800 時間以上と規定しているが、学則の別表で 1 年次 750 時間、2 年次 750 時間、3 年次 705 時間と定めていた。</p>	
<p>[指導内容] 学則内での整合性を整えること。</p>	
<p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第二 2（7）（看護師）</p>	
<p>&lt; 事例 5 &gt; 学則の卒業の認定の規定では、学校長が卒業認定を行うことになっていた。一方、運営委員会規程では、卒業に関することは運営委員会の所掌事項となり、学校長が認定する仕組みになっていなかった（学則と規定の整合性が図られていなかった。）。また、学則の「卒業判定会議」と「進級判定会議」、細則（単位認定）（卒業認定）との整合性も図られていなかった。</p>	
<p>細則で別に定めるとしている「単位認定会議」「卒業認定会議」が定められていなかった。</p>	
<p>[指導内容] 学則、規程、細則の整合性を整えること。 細則で「別に定める」としたものは定めること。</p>	
<p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八 1、第八 3 看護師等養成所の運営に関する手引き第 2（看護師）</p>	

事項	内 容
学 則	<p>&lt; 事 例 6 &gt; 通信課程に関する「学期」「入所資格、入所者の選考方法及び入所手続き」が学則に記載されていなかった。</p> <p>[指導内容] 通信課程に関する「学期」「入所資格、入所者の選考方法及び入所手続き」を学則に記載すること。</p> <p>[根拠規定] 美容師養成施設指導要領第二（４）（美容師）</p> <p>&lt; 事 例 7 &gt; 入学金等の徴収を行う項目は学則で定めているが、１年次（入学年次）のみ徴収するのか、２年次（各年次）も徴収するのか、学則に記載されていなかった。このような学則の内容で、行事費等については２年次でも徴収していた。</p> <p>[指導内容] ２年次（各年次）に徴収するものは、その旨を学則に記載すること</p> <p>[根拠規定] 美容師養成施設指導要領第二（４）（美容師）</p>
則	<p><b>２．諸規程類</b></p>
に 関 す る こ と	<p>&lt; 事 例 1 &gt; 運営管理規程において、講師会議は年１回以上開催とされているが、開催されていなかった。</p> <p>学校組織運営規程において、講師会を定めているが、年間１回も開催されていない状況であった。</p> <p>[指導内容] 講師会議を開催すること。</p> <p>年１回は講師会議の開催を検討されたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八（看護師）</p> <p>&lt; 事 例 2 &gt; 細則で定めている講師会議が開催されていなかった。また、実習指導者会議も月１回以上と規定されているが、２か月に１回の開催となっていた。</p> <p>[指導内容] 講師会議を開催すること。</p> <p>実習指導者会議については、細則どおり開催するのか、現状に即して細則を見直すのかされたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八 看護師等養成所の運営に関する手引き第二（看護師）</p> <p>&lt; 事 例 3 &gt; 入学試験規程について、試験委員の業務分担の定めがなく、同規程の入学試験選考会議との整理がされていなかった。さらに、運営管理規程を読む限り、運営委員会が入学に関することを審議するとも読み取れた。</p> <p>[指導内容] 入学に関する諸規程類の整合性を図ること。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八 看護師等養成所の運営に関する手引き第二（看護師）</p> <p>&lt; 事 例 4 &gt; 履修（再試験を含む）に関する規定において、レポートの提出を臨地実習の再試験として取り扱うことができる旨を定めていた。</p> <p>履修要項の中で「補習等を行った上で試験を受けさせることができる。」と定めているが、レポートの提出のみで試験させるケースが多数見受けられた。</p>

事項	内 容
学 則 に 関 す る こ と	<p>[指導内容] 臨地実習の再試験の評価方法について、それにふさわしい評価方法に改めるよう検討されたい。</p> <p>補習させることを原則とせずに、レポート（課題）の提出で再試験させるのは望ましくないことから、運用を改めるか、履修に関する規程（履修要項）の見直しを検討されたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第二 2、第五 3（2）（看護師）</p>
	<p>&lt; 事例 5 &gt; 時間割（月別授業実施録）の一部の土曜日を「自己研修」としているが、当該日が、出席すべき日（卒業を認定する際に計算する母数となる日（欠席が 1 / 3 を超えない））なのか否かが、学生には分かりにくくなっていた。</p>
	<p>[指導内容] 出席すべき日（卒業を認定する際に計算する母数となる日）について定めるとともに、年間計画表等を活用し、学生に周知することを検討されたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第三 3（2）（看護師）</p>
	<p>&lt; 事例 6 &gt; 修学費用に関する規程において、「特別講義料」を定め、休学中にも関わらず授業科目の履修を許可し、その費用を徴収していた。</p>
	<p>[指導内容] 休学についての定義とその扱いについて検討されたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八（看護師）</p>
	<p>&lt; 事例 7 &gt; 授業時間（講義）は 90 分で 2 時間、実習は 60 分で 1 時間で運用されていたが、履修要項に授業と実習の具体的な時間が記載されていなかった（スクールアワーで運用していることが明確になっていない）。</p> <p>履修内規を見ても、授業時間と 1 コマの時間数、実習時間数が不明であり、スクールアワーで運用していることが明確になっていない状況であった。</p>
	<p>[指導内容] 講義及び実習の時間数について、学生に分かりやすい規程等になるよう検討されたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八 看護師等養成所の運営に関する手引き第二（看護師）</p>
	<p>&lt; 事例 8 &gt; 欠課の際の時間計上について、規程等で定めておらず、口頭で 2 時間単位とする旨を学生に説明する対応に留まっていた。</p> <p>履修内規において、遅刻・早退は規定されているが、欠課の際の時間計上については不明確であった。例えば 30 分の遅刻は欠課時間が、2 時間（一つの授業単位）となるのか、1 時間となるのか、不明確になっていた。</p> <p>出席欠席に関する規程における欠課について、1 時間分の欠課を意味するのか、1 授業の 2 時間分の欠課を意味するのか不明確であった。</p> <p>細則の出席及び欠席の条文において、遅刻・早退は規定されているが、欠課の時間計上について不明確であった。例えば、30 分の遅刻について、1 時間の欠課なのか、1 授業の 2 時間の欠課なのか不明確な細則になっていた。</p>
	<p>[指導内容] 欠課時間の取扱について、学生がわかりやすいよう明確に定めること。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第五 3、第八 看護師等養成所の運営に関する手引き第二（看護師）</p>

事項	内 容
学 則 に 関 す る こ と	<p>&lt; 事例 9 &gt; 細則の欠席・欠課を定めている規定の中の「やむを得ない理由」について、「欠席・欠課における『やむを得ない理由』に関する内規」で定めているが、学生には口頭での説明に留まっていた。</p> <p>[指導内容] 学生に対して口頭説明のみに留めず、他の周知方法も検討されたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八（看護師）</p>
	<p>&lt; 事例 10 &gt; 成績評価及び履修認定等に関する規程の単位履修認定数と、学則の科目の単位数の数字が異なっていた。また、同規定で「次年度、未認定科目の試験を受けることができる」と定めていた（再履修し、試験を受ける必要がある。）。</p> <p>[指導内容] 指導要領等に基づき、適切に運用できるよう規程の見直しを検討されたい。また、学則との整合性を整えること。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第五 3（看護師）</p>
	<p>&lt; 事例 11 &gt; 出席欠席に関する規程で「別途定める」としている規程がなかった。</p> <p>[指導内容] 規程で「別に定める」としたものは定めること。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八 看護師等養成所の運営に関する手引き第二（看護師）</p>
	<p>&lt; 事例 12 &gt; 臨地実習の再試験（補習）について、臨地でなく学内で行うことができる内規となっていた。また、臨地実習の追実習の日数の設定について、原則、実習期間の 2/3 を補う設定をする内規となっていた（単位認定されなかった者が、次年度、臨地実習をする際には、実習期間の 2/3 でなく、全ての期間の臨地実習が必要である。）。</p> <p>[指導内容] 内規を見直し、指導要領に基づき適切に実施すること。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第五 3（1）、第五 4（1）、第八（看護師）</p>
	<p>&lt; 事例 13 &gt; 細則において、出席時間数が不足していてもやむを得ない場合は学科試験が受験できる規定になっていた。</p> <p>[指導内容] 出席時間数が不足すれば単位は認められないことから、指導要領に基づき適切に実施すること。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第五 3（看護師）</p>
	<p>&lt; 事例 14 &gt; 入学試験に関する入学試験実施規程は定められていたが、個別資格審査は定められていなかった。</p> <p>[指導内容] 個別入学資格審査について定めること。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八 看護師等養成所の運営に関する手引き第三 保健医療分野及び福祉分野における各資格の養成所の入所資格等の見直しについて（平成 15 年 10 月 7 日医政発第 1007001 号厚生労働省医政局長通知）第 1（看護師）</p>
	<p>&lt; 事例 15 &gt; 学生募集及び入学選考に関する規程の入試科目と入学試験内規の学力検査科目との整合性がない状況であった。※第 1 学科の一般入学試験の科目は、規程では「理科 I」があるが、内規では「理科 I」がない。</p>

事項	内 容
学 則 に 関 す る こ と	<p>[指導内容] 規程と内規の整合性を整えること。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八 看護師等養成所の運営に関する手引き第二（看護師）</p>
	<p>&lt;事例16&gt; 入試及び入学等規程に選考方法や判定基準が記載されていなかった。</p> <p>[指導内容] 入試及び入学等規程に選考方法や判定基準を整えること。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八 看護師等養成所の運営に関する手引き第二、第三（看護師）</p>
	<p>&lt;事例17&gt; 入学試験に関する規定、入学試験に関する細則は定められているが、別に定めるとしている「入学試験委員会」の規定がなく、入学の選考に関する事項が具体的に定められていなかった。</p> <p>[指導内容] 細則で「別に定める」としたものは定めること。また、入学選考に関する具体的なことは、入学試験実施規程で定めておくことが望ましい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八 看護師等養成所の運営に関する手引き第二、第三（看護師）</p>
	<p>&lt;事例18&gt; 健康管理規程（健康手帳）において、学生自身が保管、必要時応じて教員が管理とあるが、現実には学校が保管していた（学校教育法施行規則第28条第4項で学校に保管することになっている。）。</p> <p>[指導内容] 健康管理規程の見直しをされたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八（看護師）</p>
	<p>&lt;事例19&gt; 文書管理規程はあるが、保存期間、保存方法、廃棄等の必要な内容が規定されていなかった。</p> <p>[指導内容] 文書管理規程を改訂されたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八（看護師）</p>
	<p>&lt;事例20&gt; 校務分掌要領の副校長において、「副校長は専任の教員をもって充てる」と規定していた。</p> <p>[指導内容] 副校長は、専任の教員でなく専任の職員であることから、校務分掌要領を見直し、専任の職員として整理されたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第四2（看護師）</p>
	<p>&lt;事例21&gt; 学則に「別に定める」と定めているが、その一部は定められていなかった。</p> <p>[指導内容] 学則に「別に定める」と定めている事項については、細則等で別に定めること。</p> <p>[根拠規定] 救急救命士養成施設指定規則第4条第1項第13号（救急救命士） 言語聴覚士養成施設指定規則第4条第1項第13号（言語聴覚士）</p>
	<p>&lt;事例22&gt; 定められた事項が学則に記載されているものの、学業成績評価及び卒業に関する事項において、学則と学則細則との間で整合性に欠ける記載が見受けられた。</p> <p>[指導内容] 学則及び学則施行細則の学業成績評価及び卒業に関する事項の内容を整理すること。</p> <p>[根拠規定] 規定なし（調理師）</p>

事項	内 容
教員に関する点	<p><b>1 . 専任教員</b></p>
	<p>&lt; 事例 1 &gt; 専任教員 9 名を配置する基準の養成施設において、教員は 9 名配置されているが、専任教員の要件を満たす教員は 7 名で、1 名は講習会受講中、1 名は大学通信教育課程受講中であった。</p> <p>[指導内容] 専任教員の要件を満たすため、看護教員養成講習会の受講計画をすすめる等、専任教員を確保されたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第四 1 ( 1 ) ( 看護師)</p>
	<p>&lt; 事例 2 &gt; 養成所長は母体病院長との兼任医師となっており、長を補佐する専任の職員として事務職の副校長が配置されていた。</p> <p>[指導内容] 養成所の長を補佐する専任の職員は必須ではないが、補佐する専任の職員を置く場合、長又は長を補佐する専任の職員のいずれかは専任の看護職員とすること。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第四 2 ( 2 ) ( 看護師)</p>
	<p>&lt; 事例 3 &gt; 教務主任が配置されていなかった。</p> <p>[指導内容] 早急に教務主任を確保すること。</p> <p>[根拠規定] 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第 4 条第 1 項第 4 号 看護師等養成所の運営に関する指導要領第四 1 ( 1 0 ) ( 看護師)</p>
	<p>&lt; 事例 4 &gt; 教務主任は、教務主任養成講習会未受講であり、教育経験年数も 2 年で 1 年不足していた。</p> <p>[指導内容] 専任教員の経験を 3 年以上有する者等の教務主任の基準を満たした者とする</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第四 1 ( 1 0 ) ( 看護師)</p>
	<p>&lt; 事例 5 &gt; 専任教員の 1 週間あたりの講義時間数の標準は 15 時間であるが、12 月に週 16 時間担当する教員がいた。</p> <p>[指導内容] 一人の専任教員の 1 週間あたりの講義時間数も考慮した時間割を作成されたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する手引き第四 1 ( 3 ) ( 看護師)</p>
	<p>&lt; 事例 6 &gt; 理容科及び美容科の通信課程において、専任教員が不足していた。</p> <p>[指導内容] 通信課程の専任教員は理容科、美容科にそれぞれ〇人以上確保すること。</p> <p>[根拠規定] 理容師養成施設指定規則第 4 条 ( 理容師) 美容師養成施設指定規則第 3 条 ( 美容師) 理容師養成施設指導要領第三 ( 理容師) 美容師養成施設指導要領第三 ( 美容師)</p>

事項	内 容
教 員 に 関 す る こ と	<p><b>2. その他教員</b></p>
	<p>&lt; 事例 1 &gt; 元高等学校教員が基礎分野の講師を担当していた。  [指導内容] 基礎分野を担当する教員は、大学において当該分野を教授している講師が望ましいことから、講師の充実について検討されたい。  [根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する手引き第四 3（看護師）</p>
	<p>&lt; 事例 2 &gt; 実習指導教員を確保していなかった。  [指導内容] 実習施設での学生の指導に当たる看護職員を実習指導教員として確保することが望まれる。母体施設と実習施設が離れた位置にあり、教員の負担も大きいと思われたので、その確保について検討されたい。  [根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第四 4  看護師等養成所の運営に関する手引き第四 2（2）（看護師）</p>
	<p>&lt; 事例 3 &gt; カウンセラーが配置されていなかった。  カウンセリングが副学校長に申し込む方法で運用されていることもあり、年 3 回の実施であった。  [指導内容] カウンセラーを確保することが望ましい。  定期的にカウンセリング日を設定し、学生が利用しやすい環境を確保することが望ましい。  [根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する手引き第四 1（4）（看護師）</p>
	<p>&lt; 事例 4 &gt; 司書が配置されていなかった（事務職が兼任して管理していた。）。  [指導内容] 司書を確保することが望ましい。  [根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する手引き第四 1（4）（看護師）</p>
生 徒 （ 学 生 ） に 関 す る こ と	<p><b>1. 生徒（学生）定員</b></p>
	<p>&lt; 事例 1 &gt; 学生定員数 40 人であるが、44 名が入学していた。なお、4 名超過の教育方法については、学習に支障がないように教室・実習室・教材を整え、指導体制の配慮はされていた。  [指導内容] 定員を遵守するため、入学試験委員会において慎重に検討されたい。  [根拠規定] 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第 4 条第 1 項第 5 号  看護師等養成所の運営に関する指導要領第六 2（看護師）</p>

事項	内 容
生徒（学）	<p>&lt; 事例 2 &gt; 定員が超過していた（1学級の定員が超過していた。）。</p> <p>[指導内容] 定員を遵守すること（今後の定員管理について改善方策を検討し示すこと。）。</p> <p>[根拠規定] 歯科衛生士学校養成所指定規則第2条第5号  歯科衛生士学校養成所指導要領第四1（歯科衛生士）  理学療法士作業療法士学校養成所指定規則第2条第1項第6号  理学療法士作業療法士養成施設指導要領第4（1）（作業療法士）  義肢装具士学校養成所指定規則第4条第1項第6号  義肢装具士養成所の指導要領第2（1）（義肢装具士）  調理師養成施設指導要領第6－1（調理師）  児童福祉法施行規則第6条の2第1項第6号（保育士）  社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について（平成20年3月28日付社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知）別添2I第6（1）（介護福祉士）  精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第3条第1項第5号  精神保健福祉士養成施設等指導要領第4（1）（精神保健福祉士）</p>
生	<p><b>2. 入学資格</b></p>
（）に 関 す る	<p>&lt; 事例 1 &gt; 高等学校既卒者のうち、入試時に卒業年月日が入っている成績証明書を提出した学生について、卒業証明書が保存されておらず、確実な確認ができなかった。入学後氏名確認として、戸籍抄本を提出させ保存していた。</p> <p>[指導内容] 入学資格確認を適切に行うこと。  不必要な個人情報の保管等は控えること。</p> <p>[根拠規定] 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条第1項第1号  看護師等養成所の運営に関する指導要領第三1、第八  看護師等養成所の運営に関する手引き第三2（看護師）</p>
こ と	<p><b>3. 入学選考</b></p> <p>&lt; 事例 1 &gt; 入学決定に係る議事録が作成されていなかった。</p> <p>[指導内容] 入学決定に係る議事録を作成すること。</p> <p>[根拠規定] 歯科衛生士養成所指導要領第4-2（歯科衛生士）</p> <p>&lt; 事例 2 &gt; 中学卒業者に対する入所試験において、作文と面接試験しか行われていなかった。</p> <p>[指導内容] 中学卒業者に対する入所試験の課目は教科課目の内容を勘案した個別の入所資格審査をするよう検討されたい。</p> <p>[根拠規定] 美容師養成施設における中学校卒業者等に対する講習の基準等の運用について第四2（美容師）</p>

事項	内 容
生徒（学生）に関すること	<p><b>4. 単位認定、卒業認定</b></p> <p>&lt; 事例 1 &gt; 既修得科目の認定について、指定規則に定めている大学や養成所（施設）以外で得た単位を認定していた。</p> <p>[指導内容] 既修得科目の認定に関して、指定規則に定めている大学や養成所以外で得た単位を認定していたので、今後、このようなことが起きないように対策を講ずること。</p> <p>[根拠規定] 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第2条第3号別表第一備考二及び第3条第3号別表第二備考二 理学療法士作業療法士養成施設指導要領第5（5） （理学療法士・作業療法士）</p> <p>&lt; 事例 2 &gt; 卒業判定等の記録が保存されていなかった（決定に係る資料がない。）。</p> <p>[指導内容] 卒業判定等の記録については、正しく作成し、保存を行うこと。</p> <p>[根拠規定] 救急救命士養成所指導要領第2（5）（救急救命士） 言語聴覚士養成所指導要領第2（5）（言語聴覚士）</p>
授業（教育）に関すること	<p><b>1. 教育内容</b></p> <p>&lt; 事例 1 &gt; 学則とカリキュラム表の教科科目の名称が一部一致していなかった。</p> <p>[指導内容] 教科科目の名称を整理すること。なお、調理師養成施設施行規則第6条第1号に掲げるものと異なる場合には、学則にその対照を明示すること。</p> <p>[根拠規定] 調理師養成施設指導要領第七9（調理師）</p> <p><b>2. 授業時間</b></p> <p>&lt; 事例 1 &gt; 一部の授業科目の実施時間数が不足していた。</p> <p>[指導内容] 不足している授業科目の時間数を満たす授業計画を作成し、実施すること。</p> <p>[根拠規定] 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条第1項第3号（看護師）</p> <p>&lt; 事例 2 &gt; 授業の種類（講演、演習、実習）の1単位の時間について、学則で「講義及び演習については、15時間から30時間をもって1単位とする」と定めているが、シラバスに演習と記載のある授業の1単位が45時間となっていた。</p> <p>また、学則で「実習は30時間から45時間をもって1単位とする」と定めていた（この実習は臨地実習であったので、1単位を45時間の実習とする必要がある。）。</p> <p>[指導内容] 指導要領等を踏まえながら、学則とシラバスとの整合性図り、適切な学則及びシラバスにされたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第五3（1）、第八（看護師）</p> <p>&lt; 事例 3 &gt; 規定時間数の講義は実施されているが、科目毎の実施記録が正確に行われていなかった。</p> <p>[指導内容] 各科目の実施を正確に確認できる書類の整備をすること。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八（看護師）</p>

事項	内 容
授 業  （ 教 育  ） に 関 す る こ と	<p>&lt; 事例 4 &gt; 1・2年次の履修科目の時間が不足していた。2年次に実施することを定めていた科目が1年次と2年次で実施されていた。</p> <p>[指導内容] 不足の時間数を満たす授業計画を作成し、実施すること。 学則、進度計画、シラバスに規定する教育内容や進度が実施できていないので、カリキュラムの見直しをされたい。</p> <p>[根拠規定] 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条第1項第3号（看護師）</p>
	<p>&lt; 事例 5 &gt; 複数の科目で学則に定められた授業時間数を大幅に超過していた。また、授業の実施状況を記録した書類が整備されていなかった。</p> <p>[指導内容] 学則に定められた授業時間数どおりシラバス及び時間割を作成し、それに沿って実施すること。</p> <p>[根拠規定] 歯科衛生士学校養成所指定規則第2条第3号 歯科衛生士養成所指導要領第四5、第六3（1）（歯科衛生士）</p>
	<p>&lt; 事例 6 &gt; 多くの科目で授業時間が学則に定める時間数を超過していた。</p> <p>[指導内容] 授業は学則に定められた時間で実施し、恒常的に大幅に超過する科目については、学則（教育課程）の変更を行うこと。</p> <p>[根拠規定] 診療放射線技師学校養成所指定規則第2条第3号（診療放射線技師） 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第2条第3号（理学療法士）</p>
	<p>&lt; 事例 7 &gt; 一部の講義について、3授業時間連結して授業を行っていた。</p> <p>[指導内容] 担当教員と調整の上、講義については2時間を超えて連結しないよう努めること。</p> <p>[根拠規定] 調理師養成施設指導要領第七5（4）（調理師）</p>
	<p>&lt; 事例 8 &gt; 美容実習の授業時間数について、学則に規定されている授業時間数を著しく超過していた。また、衛生管理及び美容技術理論の授業時間数について、過不足なく授業を実施しているが、各学年で実施する時間数が学則と一致していなかった。</p> <p>[指導内容] 授業計画及び学則に定めた授業時間数を見直し、これらに基づき、適切に授業を行うこと。</p> <p>[根拠規定] 美容師養成施設指定規則第3条第1項第1号ハ 美容師養成施設指導要領5（1）（美容師）</p>
	<p>&lt; 事例 9 &gt; 科目毎の出席時間により履修の認定が行われていなかった（朝のホームルームに出席できなければ欠席の扱い。）。</p> <p>[指導内容] 単位制に沿った運営を行うために科目毎の出席時間により履修の認定を行うよう検討すること。</p> <p>[根拠規定] 児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法第4条（保育士）</p>

事項	内 容
授 業  ( 教 育 ) に 関 す る こ と	<p><b>3. 合同授業、合併授業</b></p>
	<p>&lt; 事例 1 &gt; 80人の合同授業が実施されていた。  [指導内容] 指定規則に基づき、授業が実施できるよう早急に改善すること。  [根拠規定] 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条第1項第5号  看護師等養成所の運営に関する指導要領第六2（1）（看護師）</p> <p>&lt; 事例 2 &gt; 一部の科目で合併授業が行われていた。  [指導内容] 合併授業は教育効果の観点から好ましくないので解消するよう努めること。  [根拠規定] 規定なし（理学療法士、作業療法士）</p>
	<p><b>4. 臨地実習</b></p>
	<p>&lt; 事例 1 &gt; 県内での実習施設の確保が難しいため、他府県の7施設において、実習していた。遠方の施設への移動時間は2時間程度であった。  [指導内容] 原則として都道府県内の実習施設を確保されることとしていること。学生、教員の負担も考慮し、県内の実習施設の確保について検討されたい。  [根拠規定] 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条第1項第9号  看護師等養成所の運営に関する手引き第七4（看護師）</p>
	<p>&lt; 事例 2 &gt; 実務実習の実務記録を提出させていないため、評価ができていない状況であった。  [指導内容] 実務実習について、実務記録を提出させ、これに基づいて実務実習の評価を行うこと。  [根拠規定] 美容師養成施設指導要領第5（1）  美容師養成施設の教科課程の基準の運用について（平成20年3月25日健発第0325010号厚生労働省健康局長通知）第一8（3）ア（美容師）</p>
	<p>&lt; 事例 3 &gt; 理容実習及び美容実習について、実習記録と評価記録を作成していなかった。  [指導内容] 理容実習及び美容実習について、生徒の習熟状況を常に把握するため、生徒ごとに実習記録と評価記録を作成すること。  [根拠規定] 理容師養成施設指導要領第5（1）（理容師）  美容師養成施設指導要領第5（1）（美容師）  理容師養成施設の教科課程の基準の運用について（平成20年3月25日健発第0325006号厚生労働省健康局長通知）第一8（3）ア（理容師）  美容師養成施設の教科課程の基準の運用について（平成20年3月25日健発第0325010号厚生労働省健康局長通知）第一8（3）ア（美容師）</p>

事項	内 容
授業（教育）に関する事	<p><b>5 . その他</b></p>
	<p>&lt; 事例 1 &gt; 学科進捗計画通りに行われていない科目があった。（学年を跨ぐ実施となっている科目について、学生が再履修となった際に不利益を生じる可能性がある。）</p> <p>[指導内容] 学科の進捗計画等について、見直しを検討されたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八（看護師）</p>
	<p>&lt; 事例 2 &gt; 科目毎の講義記録が正確に記録されていなかった。</p> <p>[指導内容] 講義記録を正確に記録し、定期的に科目の進捗を確認すること。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八（看護師）</p>
	<p>&lt; 事例 3 &gt; 学生の出席状況は把握しているが、科目別出席簿が作成されていなかった。</p> <p>[指導内容] 科目別出席簿を作成し、科目毎に出席状況を把握すること。</p> <p>[根拠規定] 歯科衛生士養成所指導要領第四 4（歯科衛生士） 柔道整復師養成施設指導要領第 6（6）（柔道整復師）</p>
	<p>&lt; 事例 4 &gt; 生徒の出欠状況が時限ごと及び課目ごとに出席簿で把握・保存されているが、出席の状況が時間の出席簿と科目の出席簿で異なっていた。</p> <p>[指導内容] 生徒の出欠状況を確実に記録すること。</p> <p>[根拠規定] 美容師養成施設指導要領第 4（1 1）（美容師）</p>
	<p>&lt; 事例 5 &gt; 学則及び施行規則に定める授業時間数を実施していたが、授業の記録を残していなかった。</p> <p>[指導内容] 授業進捗を把握することが必要なことから、記録を残すことが望ましい。</p> <p>[根拠規定] 児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 9 号（保育士）</p>
施設及び設備に関する事	<p><b>1. 施設及び設備に関する事</b></p>
	<p>&lt; 事例 1 &gt; 小児用ベッド 1、新生児用ベッド 1、人工呼吸器が不足していた。妊娠子宮模型は保有しておらず、分娩子宮のみであった。また、受胎原理模型はパネルのみであった。</p> <p>[指導内容] 教育上必要な機械器具の整備を行うこと。</p> <p>[根拠規定] 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第 4 条第 1 項第 8 号（看護師）</p>
	<p>&lt; 事例 2 &gt; 図書は規定数を満たしていたが、古い文献もあり充実が望まれる。また、機械器具も古いものがあった。</p> <p>[指導内容] 機械器具・図書は、計画的に更新すること。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第六 7（2）（看護師）</p>
	<p>&lt; 事例 3 &gt; 人工呼吸器と簡易浴槽が整備されていなかった。なお、人工呼吸器患者の看護は、実習科目で学習していた。</p> <p>[指導内容] 簡易浴槽を整備すること。また、人工呼吸器患者の看護は、実習科目で学習する機会があり、今は問題なく運用できているように見受けられるが、実習科目の時間において、必ずしも学習できるとは限らないことから、整備を検討されたい。</p> <p>[根拠規定] 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第 4 条第 1 項第 8 号（看護師）</p>

事項	内 容
施設及び設備に関すること	<p>&lt; 事例 4 &gt; 機械器具の煮沸消毒器、簡易浴槽が整備されていなかった。  [指導内容] 教育上必要な機械器具の整備を行うこと。  [根拠規定] 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条第1項第8号（看護師）</p> <p>&lt; 事例 5 &gt; 消毒に必要な薬品は生徒等が自由に出入りできる部屋に保管されていた。  [指導内容] 消毒に必要な薬品について、安全かつ適切な保管及び管理を行うこと。  [根拠規定] 理容師養成施設指導要領第6（6）（理容師）  美容師養成施設指導要領第6（6）（美容師）</p> <p>&lt; 事例 6 &gt; 波動関係実験器具が整備されていなかった。  [指導内容] 波動関係実験器具を整備すること。  [根拠規定] 理容師養成施設指定規則第4条第1項第1号カ（理容師）  美容師養成施設指定規則第3条第1項第1号カ（美容師）  理容師養成施設指導要領第6（7）（理容師）  美容師養成施設指導要領第6（7）（美容師）</p>
変更の申請・届出・報告に関すること	<p><b>1. 変更の申請・届出、報告に関すること</b></p> <p>&lt; 事例 1 &gt; 校舎各室の用途変更がされているが、変更承認申請が提出されていなかった。  [指導内容] 法令に基づいた適切な報告を行うこと。  [根拠規定] 保健師助産師看護師法施行令第13条第1項（看護師）</p> <p>&lt; 事例 2 &gt; 学則変更届が提出されていなかった。  4月1日に公益社団法人へ移行しているが、変更届が提出されていなかった。  ※公益法人改革に伴う、一般法人、公益社団法人等への移行は、特別に、簡便な変更届出と整理している。  [指導内容] 法令等に基づいた適切な手続きを行うこと。  [根拠規定] 保健師助産師看護師法施行令第13条第1項（看護師）</p> <p>&lt; 事例 3 &gt; 施行令14条の報告の入力に間違いが見受けられた。  科目情報に、実際の実施時間・時期と違う情報が入力されていた。  教員情報に非常勤の実習指導教員、実習指導教員の2名が入力されていない。  実習施設情報に科目の不足があり、正確に入力されていない。  専任教員情報に実習指導教員が含まれており、正確に入力されていない。  実習指導教員数が0人であるが、専任教員情報と重複して1人と入力されていた。  4月1日の情報でなく、前年度の3月31日の情報が入力されていた。  [指導内容] 正確な情報の入力を行うこと。  [根拠規定] 保健師助産師看護師法施行令第14条（看護師）</p>

事項	内 容
管 理 運 営 に 関 す る こ と	<p data-bbox="300 230 903 264"><b>1. 管理運営（学則を含む）に関すること</b></p> <p data-bbox="300 309 1453 421">&lt; 事例 1 &gt; 自己評価・自己点検について、実施はされているが、公表がされていなかった。学生による専任教員の授業評価については、自己評価・自己点検が実施されていたが、他の分野は実施されていなかった。</p> <p data-bbox="300 432 1453 499">[指導内容] 学校として、自己点検・自己評価・結果の公表に関する規程を整備し、結果を公表すること。</p> <p data-bbox="300 510 1161 544">[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八（看護師）</p>